

令和 8 年 9 月 28 日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合  
業務課 052-211-2439

### 短時間労働者に対する適用拡大の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図るため、このたび年金制度改正法が施行されることとなりました。

本法改正に伴い、令和 8 年 1 0 月 1 日から賃金要件が撤廃され、今後も社会保険の加入基準が段階的に見直されます。

事業主様におかれましては、被保険者の皆様方にご周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 短時間労働者の適用拡大

週の所定労働時間がフルタイムの4分の3未満の短時間労働者（パート・アルバイト等）の方の社会保険の適用拡大が行われます。

適用拡大の実施に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいらっしゃる場合は、被保険者資格取得届の提出が必要となります。

|   |          | 加入要件（現行）      | 加入要件（R8.10.1～） |
|---|----------|---------------|----------------|
| 1 | 週の所定労働時間 | 20時間以上        | 20時間以上         |
| 2 | 雇用期間     | 2カ月を超える見込み    | 2カ月を超える見込み     |
| 3 | 賃金       | 月額 88,000 円以上 | 撤廃             |
| 4 | 学生       | 学生でない         | 学生でない          |
| 5 | 勤め先の従業員数 | 51 人以上        | 51 人以上         |

※ くわしくは厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>をご参照ください。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。